

## 祝 有限公司 松岡真珠 農林水産大臣賞受賞

今回、弊社の顧問先様であり上天草で真珠養殖を営んでおられる『有限公司 松岡真珠』の代表取締役 松岡博文さんに取材をさせて頂きました。

今年の3月に日本真珠振興会・全真連が主催する第36回全国真珠品評会に出品し、そこで浜揚げ珠部門で全国一となる【農林水産大臣賞】を初出品にて受賞されました。同時に花珠部門での水産庁長官賞も同時に受賞されています。水産庁長官賞は2年連続受賞になります。

品評会には部門が分けられており、

- ・浜揚げ珠部門とは、100個の貝から得られた真珠全ての品質を競うもの
- ・花珠部門とは、その年浜揚げされた中から厳選したものを競うもの

今回松岡真珠さんが出品されたのは上記の2部門でした。

今回の受賞にあたって松岡氏は

「海の状態が良かったので、順調に成長してくれたのが要因だと思います。海の生産力は人には敵わないものがありますね。いい真珠がとれた時は生産者も売りたくない程、ずっと眺めていたいくらいです。」

私も拝見させて頂きましたが、加工される前でありながらその輝きは素晴らしい、大いなる自然の力を感じます。また、そこにたどり着くまでの松岡氏の真珠養殖に対する真摯な姿勢と謙虚さ、努力に感服しました。

今後も松岡氏は「皆さんかいい真珠を見れるよう、真珠が欲しい方の為によりよい品質をより多く作っていきます。今年は海の状態が良かったので来年もいい真珠が期待できそうです。」と語っていました。

松岡真珠さんではネックレス、ブローチ、イヤリングなどの商品も自社生産での真珠を使用し販売しています。市場で出回る前の真珠なので品質はもちろんのこと、お値段もお店で購入するより安価になっています。お問い合わせは直接松岡真珠さんへお電話されて下さい。ホームページもありますので是非そちらもご覧になられて下さい。 (園田圭一郎)

有限公司 松岡真珠 〒861-6101 熊本県上天草市松島町阿村 5440-8

TEL.0969-56-2190 FAX.0969-56-2348



川田 のつぶやき

最近…空を見上げる事…ありますか？朝でも、昼でも、夜でも…遠い昔には戦いの最中…突然太陽が消える！驚いた兵士に異変が！そう皆既日食の事です。

最近、私も夜中の散歩中に月暈を絶え間なく見ました。たまたま条件が揃った時に起きた現象なのだろうか…神秘的と受け止めるか？…不吉なことの前触れと受け取るか？は…受け取り方次第。知らない兵士も知つていれば、強い気持ちで戦えたであろうに…。私達の周りには知らない事ばかり。知つていれば色々な戦法がとれるし、色々な見方が出来る。まだまだ知らない事ばかり。精進します。



新年あけましておめでとうございます。

師走の慌ただしい中、衆議院選挙が行われ、自民党圧勝、民主党大敗の結果、自民党の安倍政権が誕生しました。今年3月で金融円滑化法が終了。金融円滑化法利用企業45万社のうち、15万社～18万社が倒産に追い込まれると予想されています。中小企業経営者にとって、生き残りを賭けた重要な年になります。まずは、徹底的に支出を抑えることが必要です。会社経営の目的は「生き残ること！」です。私たちは皆様方と共に行動していきます。そして、この困難な時代を乗り越えていきましょう。本年もよろしくお願いします。

税理士 高濱 三喜夫



## 年末調整研修会のご案内

今年も年末調整の研修会を下記の通り行います。今まで何度もご参加された方も始めての方も奮ってご参加下さい。楽しく年末調整の手続きを終わらせてしまいましょう！

- 日 時 平成25年1月16日(水) 午後1:00～午後5:00
- 場 所 城西コミュニティセンター 熊本市西区島崎  
高濱事務所の近くになります
- 会 費 1名 5,000円 デザート込み

\*お申し込みは当事務所にお電話頂くか、担当者に直接参加の旨を申し付け下さい。

なお、時間に限りがございますので、関係書類について必要事項をできるだけご記入頂いた上でご参加して頂きますようお願い申し上げます。

電話番号／096-274-1200

### 税理士試験合格しました！

私事で恐縮ですが、この度第62回税理士試験に合格しました。

今回試験にかかるまでの間、顧問先の皆様方からは励ましのお言葉を頂き、また事務所の人達に協力してもらい今回の結果を出すことができたと思っております。大変感謝しております。

今後は、税理士として皆様方のお役に立てるように税法だけでなく様々なことを勉強していくので、これからもよろしくお願い致します。

下田 幸雄



# 2013年に絶対に押さえなければいけない経営の「」

皆様、新年明けましておめでとうございます。私は昨年の8月から1年間の期間、経営改善や事業再生を専門に行っている東京の会社にお世話になり、色々と勉強させて頂いています。

実際に様々な会社の経営相談や、会社に訪問し経営改善のサポートをさせて頂いていますが、経営状況が厳しい状況にある会社が急激に増加している印象を受けます。

しかし、その中でも社長を始め会社が一丸となり経営を立て直している会社も沢山あります。経営改善はやはり、地道にやるべきことを積み重ねていく以外にないと思います。大事なことは社長そして社員の方々が覚悟を決めて本気で取り組むことです。会社は生き物であり、人間にも企業にも気が存在します。元気な会社は非常に活発的な気が流れおり、経営状況が厳しい会社は気が停滞しています。まずはこの停滞している気を動かすことから始めることです。社長が本気で会社をどうしていきたいのかを考え、経営幹部、社員の皆さんと各自の想いや考えていることを聞いてコミュニケーションを取って下さい。

そして2013年の経営計画を立てて下さい。数値面は勿論ですが会社としてどういった方針でやっていくのか。何を大切にしていくのか。お客様にどういう価値を提供していくのかを言葉として落とし込んでいきます。少しずつですが気が流れて変わってくると思います。まずは動いてみることです。私たちも会計事務所の立場から全力でサポートしていきたいと思っておりますので、何でも相談してください。共にこの厳しい時代を乗り切ていきましょう！

前置きが長くなりましたが、2013年に押さえて頂きたいことを簡単にお伝えさせて下さい。それは売掛金の管理に関するです。2013年は売掛金の回収リスクが非常に高まる1年になります。

## ①なぜ売掛金の回収リスクが高まるのか。

- ・2013年3月に金融円滑化法が終了するに当たって、およそ5%～7%の会社が倒産すると金融庁は見ています。そのため現在の取引先に対しての売掛金の焦げ付き、及び現在の取引先が売掛金を回収できずに経営が悪化する可能性も十分にあります。

## ②こんな時には要注意。

- ・取引先から支払条件の変更（例えば末〆翌末払いから、末〆翌々15日への変更依頼等）
  - ・現金払いだったものが半分現金、半分手形への変更依頼
  - ・今までにない大量の注文や取引の話がてきた。
  - ・今まで取引のなかつたところから急に話がきた。
- 資金繰りが厳しくなった企業は支払条件の変更や、既存の仕入先から取引を断られたりします。また、大量に仕入を行い、計画的に民事再生等をする会社も実際にはあります。

## ③与信管理をどのようにすればいいか。

- ・業界内の情報を入手する。また信用機関から財務情報等を入手する。
- ・取引先の本社や支店が賃貸ではなく自社所有の場合、会社土地や代表者自宅の登記簿謄本を入手する。

信用機関への簡易的な情報は当事務所の提携している調査機関がありますので、ご相談ください。

謄本をとるのは担保設定状況や金融機関が設定している極度額を見るためです。もし、担保設定等がされてなければ、金融機関からの融資もまだ見込める可能性があるからです。

## ④滞留債権の回収はどのようにすればいいのか。

大事なのは早く動き、順序立てて対応する事。3か月経過すると回収率が大きく落ちる。

- ・まずは社内での回収ルール（誰が、いつ、何をするか）を明確にしマニュアル化することです。  
(マニュアル化といつても決め事を作ればいいだけなのでA4一枚でも構いません。)
- ・例えば回収日に入金が無ければ即日電話で確認。入金予定日を再設定する。
- ・再入金予定日前日に電話をし入金の確認依頼をする。
- ・再入金予定日に入金が無ければ、直接訪問し債務支払延期願、分割支払計画書に署名、捺印を貰う。
- ・もし分割計画書通りに入金が無ければ、保証人を求める場合や担保をお願いする場合もあります。しかし、ほとんどはここまでいかず回収ができます。
- ・法的手続きは費用と時間がかかるため、出来る限りそうならないよう早めの対応が重要です。間違つても前回分の支払いが滞っているのに、相手のお願いに応じて売らないことです。傷口が余計広がることになります。

商売は物やサービスを売って終わりではありません。対価であるお金を回収して初めて完結するのです。自社に滞留債権がある場合は早急に洗い出し、個別の対応を行うことを考えてください。

2013年は確実に守りを固めることが重要です。売掛金が焦げ付くとその未回収分だけの損失ではなく原価部分の支払分も被らなければいけません。サービスを提供しているような会社の原価部分は人件費となります。最終的に売らない方が良かったとならないようにこの部分は会社の重要施策として取り組んでいって頂きたいと思います。

（高濱 亮）

## 平成25年1月支払分の給与の源泉所得税額が変わります。

平成23年12月2日、東日本大震災からの復興のための財源に充てるとして、復興特別所得税が徴収されることが決まりました。この決定を受けて、**平成25年1月以降に支払う給与から預かる源泉所得税の金額が、平成24年12月までに支払った給与から預かる源泉所得税の金額と異なります。**支給金額が変わらない場合、預かる源泉所得税額はこれまでよりも多くなります（給与をもらう立場からすると、手取額が少なくなります）ので、ご注意下さい。

**(例)月額給与30万円、社会保険料5万円、扶養親族1人(配偶者)の場合**

平成24年12月に支払った場合の  
源泉所得税額

**4,820円**

**2.1%増加**

平成25年1月に支払った場合の  
源泉所得税額

**4,920円**

24年11月上旬に、所轄税務署から送られている年末調整関係書類と一緒に、平成25年分の源泉徴収税額表が入れてありますので、間違えないようお願いします。

給与についてパソコンのソフトで計算されている方は、ソフトの最新版へのバージョンアップ等を忘れずに行って下さい。

この復興特別所得税は、**平成49年までの25年間**適用されます。